

聖マリアこども園 運営規程（園則）

第1章 総 則

（施設の名称）

第1条 聖マリアこども園が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、社会福祉法人鈴鹿聖十字会 認定こども園 「聖マリアこども園」
- 2、三重県三重郡菟野町宿野1433番地

（施設の目的）

第2条 聖マリアこども園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条

- 1、当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 2、当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3、当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4、当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第2章 職員および勤務

（職員の定数および区分）

第4条 園に次の職員を置く。職員定数は、職員配置基準を下回らない人数とする。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 園長 | (2) 保育教諭 |
| (3) 栄養士 | (4) 調理員 |
| (5) 事務員 | (6) 嘱託医 |

前項に定めるもの他必要に応じてその他職員を置くことができる。

第5条 職員は、次のものを理事長が任命する。クラス担任をするものは幼稚園教員免許状及び保育士資格を併有することを要する。

(職務)

第6条 園長は園の業務を統轄し、会計事務に従事する。

- 2 主幹保育教諭は、園長を補佐し保育内容について保育教諭を統轄する。
- 3 保育教諭は、保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
- 4 栄養士は、児童の栄養指導並びに食品管理の業務を行う。
- 5 調理員は、給食業務に従事する。
- 6 事務員は、事務全般に関することに従事する。

(職務の心得)

第7条 職員はこの規定及びこれに付属する諸規則を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文書

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しできるように常に整備し、紛失、火災、盗難などに対する予防措置をとらねばならない。

(備えるべき帳簿及び保存期間)

第10条 備えるべき簿冊及び保存期間は別添のとおりとする。

第4章 定員

(定員)

第11条 本園の定員は、教育標準時間15名、保育短時間・保育標準時間80名とする。

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育に欠けない子ども	15				5	5	5
保育に欠ける子ども	80	9	12	12	15	16	16

第5章 入園および退園

(入園)

第12条 入園は居住する市町村および、直接契約の場合は本園理事長の許可を受けなくてはならない。

- 1、教育標準時間児は、
本園へ直接利用を申し込み、居住する市町村から認定書を交付された児童であること。
- 2、保育短時間・保育標準時間児は、
居住する市町村による3つの区分の認定に応じ「保育の必要性」の認定を受けた児童であること。

(退園)

第13条 次に該当したときは、退園させることができる。

- (1)「保育の必要性」の認定が解消したとき
- (2)理由なく保育料を3か月以上滞納したとき。
- (3)その他保育の実施を行っている市町村と協議の上適当と認められたとき。

第6章 入園児童の処遇

(平等の原則)

第14条 本園は、児童または保護者の国籍、信条、社会的身分または入園に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

(保育時間)

第15条

- 1、教育標準時間の保育時間は、8時30分から14時までとし、保護者に特別な事情がある場合には延長保育をする。但し、8時30分以前および14時00分以降を延長保育とする。(有料)
- 2、保育短時間児の保育時間は、午前8時30分から16時30分までとし、保護者に特別な事情がある場合には延長保育をする。但し、7時30分以前および16時30分～18時30分を延長保育とする。(有料)

3、保育標準時間児の保育時間は、7時30分から18時30分までとする。

(登降園)

第16条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(教育・保育内容)

第17条

- 1、本園は、前条の目標を達するため、保育所型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。
- 2、通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。
 - (1) 延長保育
 - (2) 病児病後児保育
 - (3) 一時預かり保育
 - (4) 障がい児保育
- 3、本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。
- 4、保育内容については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

(給食及び食育)

第18条

- 1、本園の給食は、自園調理により提供するものとする。
- 2、給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。
- 3、食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実施するものとする。

(地域における子育て支援)

第19条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

- (1) 実施曜日：月曜日～金曜日（祝祭日除く）

(日誌および年間計画)

第20条 日誌および年間計画については別に定める。

(休日)

第21条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律で定められた休日
- (2) 年末年始、年度末年度始、お盆などこども園が定めた日
ただし、保護者の必要に合わせて特別保育を行う。

(欠席)

第22条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭または文章で園長に届け出ること。

(休園)

第23条 児童または児童の同居家族に伝染病などの発生により、他の児童に感染する恐れがあると園長が認めたときは、休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第24条 園は保護者と常に密接な関係を保ち、保育ならびに教育方針、成長、栄養状態、園運営などについて保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長、嘱託医は常に入園児童の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

(相談および助言)

第26条 園は行う保育に支障のない限りにおいて、乳児・幼児などの保育に関する相談に応じ、および助言を行うように努めなければならない。

第7章 緊急時などにおける対応方法

(緊急時における対応方法対策)

第27条

- 1、本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2、教育・保育の提供により事故が発生した場合は、菰野町と園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3、本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、

事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

- 4、園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条

- 1、園長または防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回児童および職員の避難訓練および消火訓練を行うものとする。
- 2、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする

第9章 虐待の防止のための措置

第29条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止などに関する必要な体制の整備
- (2) 職員による、利用の子どもに対する虐待などの行為を禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、菰野町役場子ども家庭、北勢児童相談所等適切な機関に通告する。

第10章 保育料

第30条

- 1、利用する3歳から5歳児クラスと住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの利用料を2019年10月「保育無償化」に伴い保護者負担は無料とする。
- 2、教育標準時間認定の時間外を越えた場合は、特別徴収金を納めるものとする。利用者により相当額を月末精算し納めるものとする。
*就労の場合「最大月額11,300円まで」の範囲で利用料を無

償とする。

3、5歳児は、次の特別徴収料金を納めるものとする。

イ) 卒園記念品積立金

4、上乗せ徴収料金として土曜日保育給食費、延長保育料金、延長に伴う教育標準時間児のおやつ代、3～5歳児の主食（ごはん）忘れ代を、毎月月末までにその分を納めなければならない。

5、利用する0から2歳児クラス保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況の状況に応じて定めるものとする。

ただし、市町村が提示した、保育料とは別に絵本代、行事の写真代、親子遠足代（バス代）などを毎月月末までにその分を納めなければならない。

付則

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日に改訂。

この規程は、平成27年 4月 1日に改訂。

この規程は、平成28年 4月 1日に改訂。

この規定は、平成30年11月 1日に改訂。

この規定は、令和 5年 4月 1日に改訂。